

政令第 号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十三年十月二十日とする。

理由

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。